

四運自貨第113号の2
四運自監第124号の2
四運技安第145号の2
令和5年10月11日

香川県貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

四国運輸局自動車交通部長
四国運輸局自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

標記について、令和5年10月10日付け国自貨第99号、国自安第89号及び
国自整第131号により物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長及び自動
車整備課長から別添のとおり通達がありましたので了知されたい。

国自貨第 99 号
国自安第 89 号
国自整第 131 号
令和 5 年 10 月 10 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

